

1 生徒心得（抜粋）

自己の可能性を切り開くため、将来に対する目的意識を持ち、勉学に精一杯の努力をしよう。
お互いの人格を尊重し明るく謙虚で、礼儀正しく人に接するよう心掛けよう。
真理への探求心を保持し、自分の判断のもとに行動するように努めよう。
生徒生活規程を守り豊かな学校生活を築き上げよう。

（学習）

- 授業には常に積極的に臨み、進路目標を立て、その実現に向けて計画的かつ意欲的に学習しよう。
- 家庭では予習・復習を積み重ねることによって、一層の学力向上に努めよう。
- 他の人の良い点、優れている面を積極的に学ぶよう心掛けよう。

（服装・身だしなみ）

- 服装は清潔・端正であるよう心掛け、高校生としての品位を保とう。
- パーマ、染色・脱色、化粧、マニキュア等をしないこと。
- 指輪、ピアス等のアクセサリーを身に付けないこと。

（交通安全）

- 人命尊重の精神を持ち、自分自身はもとより、他人の生命の安全にも心を配ること。
- 本校生徒としての自覚を持ち、登下校の際には「交通マナー」「公衆道徳」を守ること。

2 生徒生活規定（抜粋）

- 学習に支障をきたすような物を持参しないこと。
- 生徒間の物品の売買及び金銭の貸借をしないこと。
- 物を遺失、拾得した時は、速やかに係教員に申し出ること。
- 自転車は指定された駐輪場に置き、盗難防止のために施錠（ツーロック徹底）すること。
- 原動機付自転車及び自動二輪車の免許取得及び運転は禁止するが、自動車の免許取得については、3年次に限り一定の条件で認める。（別途条件については、3年次に提示する。）
- 飲酒・喫煙、及び薬物・シンナー等の使用は禁止する。
- パチンコ、マージャン等および酒類の提供を主たる目的とする店、北海道青少年健全育成条例で禁止している場所等への出入りは禁止する。
- アルバイトは保護者の届け出により、学習と特別活動に支障がなく、風紀上問題のない場合に許可する。

3 生徒特別指導規程（抜粋）

- 反社会的行為等があった場合は審議の上、特別指導を行う。

（令和4年4月1日より施行）